

# 中小企業向け IFRS のアドプションの動向と課題

## Trends and Issues of Adoption of IFRS for SMEs

林 健 治  
HAYASHI Kenji

### (要旨)

IASB は 2020 年 1 月 28 日に、「中小企業向け IFRS の包括的な見直し (2019)」を公表し、2020 年 10 月 27 日を期限に広く意見を募集した。日本の中小企業が会計処理を行う際に、依拠する指針・基準は、「中小指針」あるいは「中小会計要領」であるとされている。これにも起因し、中小企業向け IFRS に関するわが国の学術研究の蓄積は、必ずしも十分とはいえない。大企業向けの完全版 IFRS の任意適用を開始する日本企業が増加しており、中小企業向け IFRS の適用可否についても理論的に検討する必要があるだろう。

小稿では、中小企業向け会計制度の設計方法の検討、中小企業向け IFRS の法域別採用状況・採用決定要因の分析を通じ、中小企業向け IFRS が、日本の中小企業の寄るべき第 3 の指針・基準たり得るかについて検討している。

### 1 はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、大企業向けの完全版国際財務報告基準 (Full IFRS) を 2003 年 6 月に、中小企業版 IFRS (IFRS for Small and Medium-sized Entities: IFRS for SMEs) (IASB [2009]) を 2009 年 7 月にはじめて公表した。2020 年 12 月現在において、日本の会計基準設定機関は、完全版 IFRS の任意適用を認めているが、中小企業向け IFRS の適用を容認していない。両基準の導入への取り組みは対局をなしているといえよう。

2020 年 12 月現在で、完全版 IFRS 適用済の日本企業は、200 社を超え、大企業、とり

わけ上場会社および金融商品取引法適用会社向けの会計基準として、完全版 IFRS が台頭しつつある。米国 SEC 基準 (US GAAP) を適用していた日本企業が、相次いで国際財務報告基準 (IFRS) に移行している。米国証券市場上場廃止の発表後、日本電信電話株式会社、NTT ドコモは、2019 年 3 月期第 1 四半期から IFRS を採用した。トヨタ自動車も 2021 年 3 月期第 1 四半期から、IFRS に準拠した連結財務諸表の作成・開示を開始した。海外展開をする大企業が採用する国際的な会計基準の選択肢は、IFRS となりつつある。

海外に製造・販売・物流・輸出拠点をもつ中小企業は、以下の 2 つの基準から選択適

用する（河崎 [2020]，5 頁）。

第 1 は、「中小企業の会計に関する指針」（以下では「中小指針」という）である。「中小指針」は、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、及び企業会計基準委員会が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」により 2005 年 8 月に公表された。第 2 は、「中小企業の会計に関する基本要領」（以下では「中小会計要領」という）である。「中小会計要領」は、中小企業庁と金融庁の共同で設置された「中小企業の会計に関する検討会」により 2012 年 2 月に公表された。

日本では、中小企業向け IFRS の適用が容認されないことにも起因して、中小企業向け IFRS に関する国内の研究の蓄積は十分ではない。製造コストの低減、販路拡大を企図して海外進出した日本の中小企業が、現地で取引先と業務提携を行う際に、あるいは融資を受ける際に、中小企業向け IFRS に準拠した財務諸表の作成・提供を要請されることもありえる。

小稿では、中小企業向け IFRS に焦点を当て、まず中小企業向け IFRS の設定・改訂と国・法域別適用状況を概観する。次に、中小企業向け IFRS に関する先行研究をレビューし、わが国における中小企業向け IFRS のアドプションの可否について検討する。

## 2 中小企業向け IFRS の公表・改訂

IASB は、2015 年 5 月以降の中小企業向け IFRS に関連する活動を子細に開示している（<https://www.ifrs.org/issued-standards/ifrs-for-smes/#news> [閲覧日：2020 年 12 月 6 日]）<sup>1)</sup>。

2009/07/09；IASB が中小企業向け IFRS (IFRS for SMEs) を公表

2015/05/21；IASB が IFRS for SMEs の包

括的レビューを完了、2015 改訂 中小企業向け IFRS を公表

2016/06/15；IFRS 財団が SME 適用グループ (SME Implementation Group：SMEIG) の新メンバーを任命

2017/06/26；中小企業向け IFRS 用のパブリック・コメント公開ガイダンス

2017/06/28；June 2017 IFRS for SMEs を公表

2017/07/28；IFRS 財団が SMEIG を再任  
2017/09/29；September 2017 IFRS for SMEs を公表

2017/12/14；中小企業向け IFRS による債務保証契約に関する Q & A の公表

2017/12/19；December 2017 IFRS for SMEs を公表

2018/04/10；March 2018 IFRS for SMEs を公表

2018/06/27；June 2018 IFRS for SMEs Update published

2018/08/14；中小企業向け IFRS の適用を支援する 10 の教育モジュールを提供

2018/09/28；September 2018 IFRS for SMEs を公表

2018/10/09；October 2018 新興経済グループ (EEG) アジェンダとアジェンダ・ペーパーが入手可能

2018/12/14；December 2018 IFRS for SMEs Update を公表

2019/03/05；中小企業向け IFRS の適用を支援するモジュール・パッケージの提供

2019/04/04；April 2019 IFRS for SMEs Update published

2019/08/07；中小企業向け IFRS 用のパブリック・コメント公開ガイダンス

- 2019/09/03 : August 2019 IFRS for SMEs を公表
- 2020/01/23 : January 2020 IFRS for SMEs を公表
- 2020/01/28 : IASB が IFRS for SMEs の更新アプローチを協議
- 2020/03/02 : IASB が IFRS for SMEs の包括の見直しに向けての情報提供要請に関する 1 回目のウェブ放送配信
- 2020/03/31 : March 2020 IFRS for SMEs Update を公表
- 2020/04/22 : IFRS for SMEs の見直しに関し、コメントを送る 3 つの方法
- 2020/05/14 : IASB が IFRS for SMEs の包括の見直しに向けての情報提供要請に関する 2 回目のウェブ放送配信
- 2020/07/20 : June 2020 IFRS for SMEs Update published
- 2020/07/20 : IASB が IFRS for SMEs の包括の見直しに向けての情報提供要請に関する 3 回目のウェブ放送配信
- 2020/08/14 : IFRS for SMEs のレビュー：調整（alignment）は何を意味するのか？

## 2.1 中小企業向け IFRS (2015)

IASB は、2012 年から中小企業向け IFRS (2009) の包括的な見直し作業を開始し、中小企業向け IFRS の適用経験をもつ利害関係者から意見を募集した。完全版 IFRS の改訂も反映させ、2015 年 5 月 21 日に、中小企業向け IFRS (2009) 見直し作業を終え、中小企業向け IFRS (2015) (IASB [2015]) を公表した (2017 年 1 月 1 日以降に開始される事業年度から適用)。中小企業向け IFRS (2015) には、以下に関する修正が含まれた (BC175, BC236)。

- ・有形固定資産に IAS 第 16 号「有形固定資産」の再評価モデルを適用可能にした。

公開草案では適用可能な会計処理方法を限定し、企業間比較可能性を高める配慮から原価モデルのみを適用可とする方針であった<sup>2)</sup>。しかし、再評価モデルを適用可能にしないと、国内基準から IFRS for SMEs への移行の妨げとなるという意見、将来の資金調達に支障をきたすという意見、再評価モデルの選択肢はインフレーションの激しい法域においては重要であるというコメントが利害関係者から寄せられ、再評価モデルの選択肢を増やした (BC175)<sup>3)</sup>。

- ・繰延税金の認識・測定を IAS 第 12 号「法人所得税」に合わせた (BC219)。

中小企業向け IFRS (2009) を改訂し、IAS 12「法人所得税」に合わせて企業結合時に繰延税金を認識せず、未払法人税等を計上する方法は従前のとおり容認しないことにした (BC145)。

- ・IFRS 6「鉱物資源の探査及び評価」を簡素化して導入する (BC224, BC225)。

中小企業向け IFRS (2009) には、鉱物資源の探査、評価、採掘の会計処理方法に関する規定はなかった。完全版 IFRS による鉱物資源の探査及び評価に関する情報と同程度の信頼性を保つため、IFRS 6 を簡素化して導入する。

大企業向け完全版 IFRS 適用企業と同様に、中小企業向け IFRS 適用企業にも IAS 第 16 号にしたがって、有形固定資産に再評価モデルが適用される。中小企業が有形固定資産 (PPE) に再評価モデルを適用した例を示す。

**【設例 1】** (出所) Mackenzie et al. [2015] p.152

20X2 年 12 月 31 日に Haifa 社は、原価モデルから再評価モデルへの移行を目的に、建物の公正価値を CU190,000 と評

価した。3年前に CU200,000 で購入された建物（耐用年数 20 年）の 20X2 年 12 月 31 日の帳簿価額は、CU170,000 で、残存耐用年数は当初認識時の見積りと変わらなかった。公正価値 CU190,000 と帳簿価額 CU170,000 の差は次のように会計処理される。

(借) 建物 (PPE)	20,000
(貸) 再評価剰余金	20,000
(借) 減価償却費	11,176
(貸) 減価償却累計額	11,176

再評価剰余金は純損益に算入されず、その他の包括利益として認識される。減価償却費は、再評価後の建物の額 CU190,000 を残存有効耐用年数 17 年で除して算定され、上記のように仕訳される。

【設例 2】(出所) Mackenzie et al. [2015] p.153

2 年前に再評価剰余金 CU20,000 ドルを計上した後、Sefat 社の帳簿価額 CU167,648 の建物の公正価値が CU140,000 に引き下げられた。

(借) 再評価剰余金	20,000
(貸) 建物	20,000
(借) 減損損失 (P/L)	7,648
(貸) 減損損失累計額	7,648

持分に含められた再評価剰余金 CU20,000 を取り崩し、 $CU27,648 - CU20,000 = CU7,648$  が損益算入される。

## 2. 2 中小企業向け IFRS の包括的見直し (2019)

IASB は 2020 年 1 月 28 日に、「中小企業向け IFRS の 2019 年における包括的な見直し (2019 Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Standard)」を公表し、2020 年 10 月 27 日を期限に広く意見を募集した

(covid-19 パンデミックのため、当初のコメント提出期限 2020 年 7 月 27 日は 3 ヶ月延期された)。

利害関係者からの情報提供の要請 (Request for Information: RfI) は、IFRS の包括的な見直し作業の最初のステップと位置づけられる。この RfI の趣旨は、中小企業向け IFRS と完全版 IFRS の整合性保持が財務諸表の作成者に、不当なコスト・労力の負担を強いることなく、利用者に有用な情報を提供するかについて調査することである (IASB [2020] p.3)。

日本公認会計士協会 (会計制度委員会) は情報提供の要請を受け、2020 年 10 月 8 日に以下のコメントを公表した ([https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/files/4-11-0-2j-20201026.pdf](https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/4-11-0-2j-20201026.pdf)[閲覧日:2020 年 12 月 7 日])。

①中小企業向け IFRS の重要用語の定義と原則を、完全版 IFRS と整合させることに基本的に賛成する。ただし、目的適合性および簡潔性の観点から、実務に配慮し、簡便な認識・測定方法を認め、複雑な用語の定義を、より平易な定義に代替することを提案する。

②完全版 IFRS と中小企業向け IFRS の整合性を図る 3 つの原則 (目的適合性、簡潔性、忠実な表現) に賛成するが、IFRS の概念フレームワークとの整合性保持を基礎に、中小企業向け IFRS を開発することを明瞭に示すべきである。

③整合性保持の対象となる IFRS には、情報提供要請日前に効力を有した IFRS、改訂 IFRS および IFRIC 解釈指針が含まれるが、適用後レビューが完了していないうちに、収益認識、リース基準など、(実務に) 大きな影響を与える IFRS との整合性をどの程度保持するかについては検討の余地がある。

## 3 中小企業向け IFRS 設定のアプローチ

中小企業向け IFRS の開発に際し、以下の

4つの次元が考慮されるべきである (Albu et al. [2013] p.156)。

(1) 適用範囲：適用範囲については賛否が分かれる。中小企業向け IFRS の適用をすべての中小企業に適用すれば、財務報告の比較可能性が向上する可能性がある。しかし、中小企業は必ずしも同質集団ではないので、中小企業向け IFRS の適用対象を、すべての中小企業とするのは、好ましくないかもしれない。

(2) 強制度合い：中小企業向け IFRS の適用を強制するか (mandatory)、自発的とするか (voluntary) を明確にすべきである。

(3) 課税標準：中小企業向け IFRS を課税標準とするかについて検討しなければならない。中小企業向け IFRS を課税標準とすることが容認されれば、会計上の要求と税務上の要求を同時に充足でき、コストが低減されるかもしれない。

(4) 中小企業向け IFRS の修正の可否：中小企業向け IFRS を修正せず採用するか (adoption)、中小企業向け IFRS と国内基準のコンバージェンスを志向し、現地の環境に応じて中小企業向け IFRS を一部修正するか、すなわち、中小企業向け IFRS のアドプションに関する方針を決定しなければならない。

4次元を考慮に入れると、中小企業向け IFRS を適用するにあたり有力な3つのシナリオが浮かびあがる。第1のシナリオでは、中小企業向け IFRS が一部の中小企業に強制適用される (Albu et al. [2013] p.157)。第1のシナリオは、適用範囲にかかる上記(1)の次元と関連する。

第2のシナリオでは、2つの方法により、中小企業向け IFRS の自発的(任意)適用が認められる (Albu et al. [2013] p.159)。第1の方法は、中小企業向け IFRS による利益額を、課税標準として容認する方法である。第2の方法は、財務報告用と税務申告用の2

組の財務諸表を要求する方法である。同一国に2つの課税標準が許容されそうもないので、第1の方法は、受け入れ難い。したがって、第2の方法を採る結果、企業は税務目的のため各国規制に準拠せざるを得ず、コストのかかる財務報告システムがもたらされる (Albu et al. [2013] p.159)。近代性、透明性、優れた実践 (good practice) の順守に関し、一定の評価を得ようとする企業のニーズ、その他のベネフィット (金融機関は貸付コストの低下に賛成する) を得ようとする企業の期待感が、中小企業向け IFRS の任意(自発的)適用の原動力となる (Albu et al. [2013] pp.159-160)。第2のシナリオは DiMaggio and Powell [1983] p.150 の3つの同型化 (isomorphism) のうち、不確実性へ対処する模倣的同型化 (mimetic isomorphism) を反映するが、政治的影響・合法性問題から生じる強制的同型化 (coercive isomorphism)、専門職業化と関連する規範的同型化 (normative isomorphism) なしでは、中小企業向け IFRS の自発的(任意)適用は普及しない (Albu et al. [2013] p.160)<sup>4)</sup>。

第3のシナリオでは、中小企業向け IFRS と国内基準のコンバージェンスが図られる (Albu et al. [2013] p.160)。国内基準を中小企業向け IFRS に合わせて修正・追加する。多くの国で進められている国内基準と IFRS のコンバージェンスは、規範的同型化の例である。EC Regulation No. 1606/2002 において、2005年以降に、EC域内上場企業に対し、連結財務諸表作成時に完全版 IFRS の適用義務を課したこと、親会社が子会社に IFRS の適用の圧力をかけることは、強制的同型化の例である (Rodriguesa and Craig [2007] pp.752-753)。全企業が IFRS を採用すべきであるという大手会計事務所のレトリック、大学で IFRS を教えること、IFRS のアドプションが急務であるという会計士協会のレトリックは、規範的同型化の例である

(Rodriguesa and Craig [2007] p.753)。

会計規制と税制が密接に関連する中東欧諸国 (EU 加盟 3 カ国: チェコ, ハンガリー, ルーマニア) とトルコでは, 会計上の利益が課税所得計算の基礎になり, 中小企業は課税所得の最適化, 最小化を追求する (Albu et al. [2013] p.150)<sup>5)</sup>。

財務諸表作成者は, 法的規制に対応するコストの削減を望んでおり, 財務報告と税務申告の差異縮小あるいは両者の統合に注目する (図1 ①・②)。

国が財務諸表の主たる利用者なら, 財務諸表の作成者は, 税務上の要求を注視する。国が主たる財務諸表の利用者でなければ, 税制と会計規制は断絶する可能性がある (図1 ②・③)。

利用者は一般に IFRS に基づく財務諸表または国内規制に IFRS の処理を含めることに賛成する。規制主体は, 国の近代化を示すため正当なコンバージェンス・プロセスへの IFRS への影響を容認する。会計士協会は財務報告規制と税制を分離し, 財務報告を IFRS に近づけ, 財務報告を改善する役割を担うことを要望する (図1 ④)。

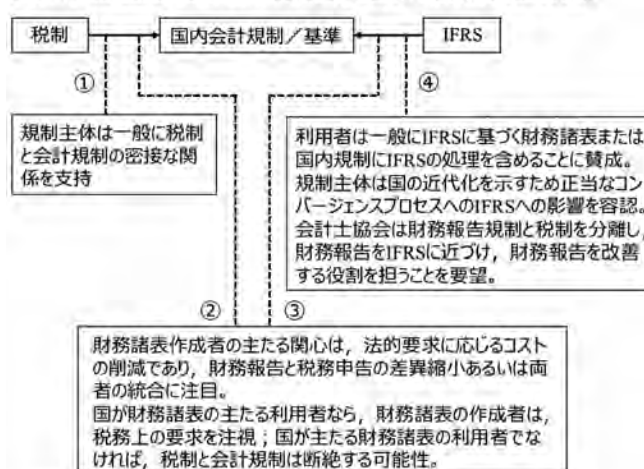
### 3. 1 簡素化アプローチと独立基準アプローチ

中小企業向けの会計基準はトップダウン・アプローチまたはボトムアップ・アプローチにより策定される (河崎 [2016] 9 頁, 河崎 [2019] 391 頁)。トップダウン・アプローチによれば, 大企業向けの会計基準を簡素化し, 中小企業向けの会計基準が生成される。ボトムアップ・アプローチによれば, 中小企業の属性を考慮し, 中小企業の実態に即した会計基準の生成が目標となる<sup>6)</sup>。

IASB のボードメンバーの Darrel Scott 氏は, トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチをそれぞれ簡素化アプローチ, 独立基準アプローチと呼び, 中小企業向け IFRS と大企業向けの完全版 IFRS の調整問題について言及している。

IASB は次の理由から 2 つのアプローチのうち, 簡素化アプローチを 선호する (Scott [2020] p.2)。中小企業向け IFRS の認識・測定ルールは, 完全版 IFRS と整合的で, 同一取引・残高なら, 完全版 IFRS と同じ結果になるのが当然である。完全版 IFRS に準拠した膨大な量の財務諸表, 監査報告書が利用

図1 中東欧諸国の会計 (財務報告) 規制, 税制, IFRS の関係



(出所) Albu et al. [2013] p.156. ①, ②, ③, ④を追加。

可能であり、株価データを活用した実証研究も蓄積されている。IASB は、完全版 IFRS に基づく財務報告について、利害関係者の意見を聴取のうえ、完全版 IFRS を適宜改訂している。一般に、中小企業向け IFRS を適用した財務諸表の入手は困難であり、非公開企業の株価推移を把握できず、実証的研究はほとんど行われていない。IASB は、証拠 (evidence) に依拠した基準設定を志向しており、完全版 IFRS の改訂に合わせて中小企業向け IFRS をいつどのように改訂するかが出発点である。

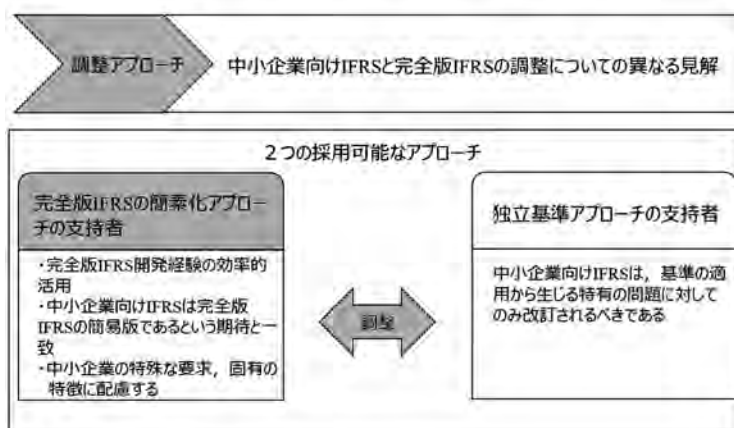
IASB は第1段階で簡素化アプローチを、第2段階で独立基準アプローチを採り、両アプローチを連携させる (図2 参照)。まず、完全版 IFRS の最も重要な要求の検討からはじめ、その後、中小企業および中小企業の財務諸表利用者にとって目的適格的でない要求を取り除くことにした (Scott [2020] p.2)。中小企業向け IFRS の包括的見直し (2015) の公表後、発行された完全版改訂 IFRS のリストを洗い出し、簡素化アプローチ (トップダウン・アプローチ) を採る。完全版改訂 IFRS のエッセンスを抽出し、中小企業の実

態にあわせて簡素化して中小企業向け IFRS に取り込む。このプロセスを経ると、中小企業向け IFRS は、完全版 IFRS と一言一句違わないものになり得る (Scott [2020] p.3)。

IASB は、3つの原則にしたがって、中小企業向け IFRS を完全版 IFRS と矛盾しないように調整する (図3 参照)。第1の調整原則は、目的適合性であり、以下がテストされる (Scott [2020] pp.3-4)。典型的な中小企業の財務諸表利用者にとって、完全版 IFRS の改訂とそれに基づく追加情報が目的適合的かについて検討する。中小企業に浸透していない取引に関連し、目的適合性テストの要件を満たさなければ、完全版改訂 IFRS との調整を放棄する。中小企業の財務諸表利用者が関心を持たない余分な情報を、完全版改訂 IFRS が提供すれば、目的適合性テストをクリアしない。

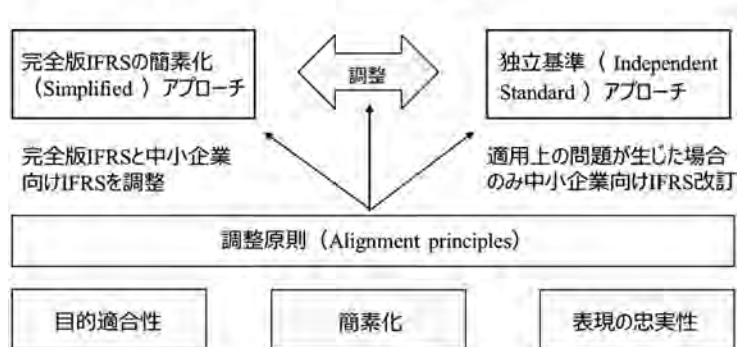
第2の調整原則は、簡素化であり、以下を目的に、よりシンプルに完全版 IFRS のルールを適用できるかについて検討する (Scott [2020] p.4)。簡素化の原則は、中小企業と中小企業の財務諸表利用者には、過重な労力とコストを課さず、金融資産の分類カテゴリー

図2：中小企業向けIFRSの2度目の包括的見直しに採用可能な2つのアプローチ



(出所) Scott [2020] p.1.

図3：中小企業向けIFRSと完全版IFRSの調整原則



(出所) Scott [2020] p.3.

を減少させるための支援手段である。

第3の調整原則は、表現の忠実性である。第1の調整原則：目的適合性、第2の調整原則：簡素化にしたがって作成した財務諸表の用語・金額が、中小企業の活動を忠実に表現しているかを吟味する（Scott [2020] p.4）。目的適合性テストと簡素化テストをクリアすれば、多くの場合、表現の忠実性の要件を満たす。表現の忠実性は、簡素化による修正が適切か、簡素化が財務諸表の有用性を損ねないかをチェックするためのセーフティーネットである（Scott [2020] p.4）。

### 3.2 調整原則の適用

Scott氏は3つの調整原則の適用例を示す（Scott [2020] p.4）。目的適合性原則の適用例は、IFRS 9「金融商品」の予想信用損失モデル（Expected Credit Loss Model）の除去である<sup>7)</sup>。簡素化の原則の適用例は、IFRS 16「リース」におけるリース期間の決定である。IFRS 16は不確実な将来を見込み、契約延長オプション期間を加味してリース期間を決定するよう定めている。しかし、中小企業にオプション期間を考慮に入れることを求めず、契約時の解約不能期間をリース期間と定義した。別の簡素化原則の適用例は、

IFRS 10「連結財務諸表」の支配概念に基づく連結範囲の決定である。中小企業には、支配力基準によらず、持株比率基準により連結範囲を決定することにした。

RfIは明瞭に議論していないが、調整原則の適用にあたり、コスト・ベネフィットを考慮する（Scott [2020] p.5）。第1原則：目的適合性の適用時に、利害関係者の便益に見合わない作業負担を課していないかをチェックする<sup>8)</sup>。第2原則：簡素化は、基準要求の合理化とコスト削減を促す。

Scott氏は、2016年に発行されたIFRS 16「リース」（2019年以降に開始される事業年度から適用）を例に、調整原則の適用例を詳述している。

「およそ40%の中小企業が利用するリースは、中小企業の第3番目の資金調達手段であり、第1原則：目的適合性テストをクリアする。IFRS 16は、短期・少額リースを除いて、借手に単一のモデル（ファイナンスリース）を適用するという側面から見て、簡素化の原則に適う。借手の追加借入率が容易に決定できない場合、優良社債の市場利回りを参照して割引率を適用するオプションを認めるのも簡素化の原則の適用例である。IASBは表現の忠実性に関連し、簡素化された基準



を適用した財務諸表が資産・負債を忠実に表現しているか検討した。IFRS 16 は、比較的新しい IFRS であり、借手の財政状態のより忠実な表現に資すると期待する。」( Scott [2020] p.5 )

IFRS 16 に期待を寄せる一方で、Scott 氏は、IFRS 16 「リース」を中小企業に適用する懸念材料を示す( Scott [2020] p.6 )。リース期間の定義の変更は、簡素化に繋がる可能性はあるが、貸借対照表で認識される資産・負債の減少をもたらす解約条項が、リース契約に盛り込まれると、忠実な表現を損ねる余地を与えてしまいかねない。簡素化された IFRS 16 「リース」を適用すると、完全版 IFRS 16 とは異なる財政状態を表示するかもしれない。こういう理由から RfI において、IFRS 16 のリースモデルに合わせ、中小企業向け IFRS 調整する提案について意見を求め、簡素化について慎重に検討している( Scott [2020] p.5 )。

#### 4 中小企業向け IFRS の採用状況と採用決定要因の分析

IASB は 2009 年に、公的な説明責任( public accountability )のない中小企業向けの一組の会計基準として、IFRS for SMEs を公表した<sup>9)</sup>。IFRS for SMEs は主に発展途上国などで採用された<sup>10)</sup>。

##### 4.1 中小企業向け IFRS の採用状況

IFRS 財団の調査によると、2020 年 12 月現在において、166 の法域のうち 86 の国・地域が中小企業向け IFRS の適用を強制または容認しており、9 つの国・地域が適用を検討中で、71 の国・地域において中小企業向け IFRS の適用が強制または容認されず、あるいは未検討である( <https://www.ifrs.org/use-around-the-world/use-of-ifrs-standards-by-jurisdiction/#analysis> [閲覧日:

2020 年 12 月 6 日] )。

##### 4.2 中小企業向け IFRS の採用決定要因に関する実証研究

2001 年に IASB が設立されて以降、英文ジャーナルにおいて、個別企業の完全版 IFRS の適用に関する研究成果が盛んに報告されてきた( Ashbaugh and Pincus [2001], Kaya and Pillhofer [2013]などを参照)。2009 年にはじめて中小企業向け IFRS が公表されても、中小企業向け IFRS の国別採用状況についてのマクロレベルの研究成果が、英文ジャーナルに掲載されることはなかった。Kaya and Koch [2015] では、IASB 財団の 2013 年調査データを基礎に、中小企業向け IFRS のアドプション状況に関する先駆的なアーカイバル研究の成果が示される<sup>11)</sup>。

Kaya and Koch [2015] は先行研究を考慮して、4 つの仮説を設定する。

非公開企業はローカル GAAP に準拠して財務諸表を作成する義務を負う。したがって、仮説 1 : 自国にローカル GAAP (国内会計基準)がある国は、中小企業向け IFRS を採用しない傾向が見られる( Kaya and Koch [2015] p.101 )。

ローカル GAAP の代わりに完全版 IFRS の適用を強制または容認している国は、中小企業向け IFRS への移行コストが抑えられ、また、完全版 IFRS と中小企業向け IFRS は、原則主義にもとづき導入しやすい。

よって、仮説 2 : 完全版 IFRS の適用を強制または容認している国は、中小企業向け IFRS を採用する傾向が見られる( Kaya and Koch [2015] p.101 )。

会計基準は監査基準・教育などを含むガバナンス・システムの一つであり、ガバナンスの質が高い国の中小企業向け IFRS 移行コストは高く、IFRS は魅力的でない。

よって、仮説 3 : ガバナンスの質が低い国は、中小企業向け IFRS を採用する傾向が見

中小企業向け IFRS のアドプションの動向と課題

られる ( Kaya and Koch [2015] p.102 )。

IASB のフレームワークを、慣習法国家は受入れやすいが、成文法国家には抵抗感がある。間接金融中心、財務会計と税務会計の密接な関係、保守主義、債権者保護などに特徴づけられる成文法国家の非公開企業の個別財務諸表は、原則主義に基づく中小企業向け IFRS の財務諸表とは異なる。

よって、仮説 4 : 慣習法国は、中小企業向け IFRS を採用する傾向が見られる ( Kaya and Koch [2015] p.102 )。

4 つの仮説をまず、(1) 式と (2) 式のモ

デルで ( Kaya and Koch [2015] p.109 の Table6 を参照)、次に (3) 式から (7) 式のモデル ( Kaya and Koch [2015] p.111 の Table7 を参照) で検証する。

従属変数 *IFRS\_SME* は、当該国・地域が IFRS for SMEs を採用していれば 1 となる (採用していなければ 0)。独立変数 *NATGAAP* は Local GAAP があれば 1、*FULLIFRS* は当該国・地域が完全版 IFRS を採用していれば 1 となる。*GOVQUALITY* は声・会計責任、政治的安定性、ガバナンスの効率性、規制の質、法規則、腐敗の制

表 1 IASB 財団の調査に基づく 2020 年 12 月現在において中小企業向け IFRS の適用が強制されるか任意適用が可能な国

No	国名 (英)	国名 (日)	No	国名 (英)	国名 (日)	No	国名 (英)	国名 (日)
1	Anguilla	アンギラ	31	Guatemala	グアテマラ	61	Peru+	ペルー
2	Antigua and Barbuda	アンティグア・バーブダ	32	Guyana+	ガイアナ	62	Philippines+	フィリピン
3	Argentina	アルゼンチン	33	Honduras	ホンジュラス	63	Qatar+	カタール
4	Armenia+	アルメニア	34	Hong Kong	香港	64	Rwanda	ルワンダ
5	Azerbaijan	アゼルバイジャン	35	Kazakhstan+	カザフスタン	65	Saint Lucia+	セントルシア
6	Bahamas	バハマ	36	Iraq	イラク	66	Saudi Arabia+	サウジアラビア
7	Bahrain	バーレーン	37	Ireland+	アイルランド	67	Serbia	セルビア
8	Bangladesh	バングラデシュ	38	Israel	イスラエル	68	Sierra Leone	シエラレオネ
9	Barbados	バルバドス	39	Jamaica	ジャマイカ	69	Singapore	シンガポール
10	Belize+	ベリーズ	40	Jordan	ヨルダン	70	South Africa	南アフリカ
11	Bermuda	バミューダ	41	Kenya	ケニア	71	Sri Lanka	スリランカ
12	Bhutan+	ブータン	42	Kosovo	コソボ	72	St Kitts and Nev	セントキッツ・ネヴィス
13	Bosnia and Herzegovina	ボスニアヘルツェゴビナ	43	Lesotho	レソト	73	St Vincent and the Grenadines	セントヴィンセント・グレナディン
14	Botswana	ボツワナ	44	Liberia+	リベリア	74	Suriname	スリナム
15	Brazil	ブラジル	45	Macedonia	マケドニア	75	Switzerland	スイス
16	Cambodia	カンボジア	46	Madagascar	マダガスカル	76	Tanzania	タンザニア
17	Cayman Islands	ケイマン諸島	47	Malawi+	マラウイ	77	Trinidad & Toba	トリニダード・トバゴ
18	Chile	チリ	48	Malaysia+	マレーシア	78	Uganda	ウガンダ
19	Colombia+	コロンビア	49	Maldives	モルディヴ	79	Ukraine	ウクライナ
20	Costa Rica	コスタリカ	50	Mauritius	モーリシャス	80	United Arab Emir	アラブ首長国連邦
21	Dominica	ドミニカ	51	Montserrat+	モントセラト	81	United Kingdom+	イギリス
22	Dominican Republic	ドミニカ共和国	52	Myanmar	ミャンマー	82	Uruguay+	ウルグアイ
23	Ecuador	エクアドル	53	Namibia+	ナミビア	83	Venezuela	ベネズエラ
24	El Salvador	エルサルバドル	54	Nicaragua	ニカラグア	84	Yemen	イエメン
25	Eswatini+	エスワティニ	55	Nigeria+	ナイジェリア	85	Zambia	ザンビア
26	Fiji	フィジー	56	Pakistan+	パキスタン	86	Zimbabwe	ジンバブエ
27	Gambia+	ガンビア	57	Palestine+	パレスチナ			
28	Georgia	ジョージア	58	Panama	パナマ			
29	Ghana	ガーナ	59	Papua New Guinea+	パプアニューギニア			
30	Grenada	グレナダ	60	Paraguay	パラグアイ			

‘+’は表 2 (Kaya and Koch [2015] p.104 の Adopter) に含まれなかった国を表す

(出所) <https://www.ifrs.org/use-around-the-world/use-of-ifrs-standards-by-jurisdiction/>

中小企業向け IFRS のアドプションの動向と課題

御の6つから成るガバナンス指標で、World Bank, WGI がデータ源である。Law は当該国・地域が慣習法国家なら1である。(2)式では、コントロール変数 *LogGDP*, *LogAREA* が、(3)式では、確定決算主義を採る場合1となる *BOOKTAX* が追加され検証される。(4)式から(7)式では、*BOOKTAX* の代わりに税収依存度を示す *TAXREVENUE*, ローンの利用のし易さを表す *ACCESSLOANS*, 会計・監査基準の強さを示す *STRENGTHAaR*, 事業の行い易さを示す *DOINGBUSINESS* が用いられる。

(1)式から(7)式のモデルすべてで *FULLIFRS* の係数は1%水準で有意であり、*NATGAAP* は(1)式、(2)式、(5)式のモデルで1%水準または5%水準で統計的にあった。

*GOVQUALITY* を独立変数に含める(1)式から(4)式すべてで *GOVQUALITY* は1%水準で有意であった。Law は(3)式、(4)式のモデルで1%水準で有意であった。決定係数  $R^2$  が最も高かったのは(3)式であったが、*BOOKTAX* の係数は統計的に有意でなかった。

表2 IASB 財団の2013年調査に基づく中小企業向け IFRS の採用国と非採用国

中小企業向け IFRS の適用が容認または強制される Adopters					中小企業向け IFRS の適用が禁止される Non-Adopters						
No	国名 (英)	No	国名 (英)	No	国名 (英)	No	国名 (英)	No	国名 (英)		
1	Anguilla	24	Grenada	47	South Africa	1	Albania	24	Hungary	47	Norway
2	Antigua and Barbuda	25	Guatemala	48	Sri Lanka	2	Australia	25	Iceland	48	Oman
3	Argentina	26	Honduras	49	St.Kitts & Nevis	3	Austria	26	India	49	Pakistan
4	Azerbaijan	27	Hong-Kong	50	St. Lucia	4	Belarus	27	Indonesia	50	Poland
5	Bahamas	28	Iraq	51	St. Vincent & the Grenadines	5	Belgium	28	Ireland	51	Portugal
6	Bahrain	29	Israel	52	Suriname	6	Bhutan	29	Italy	52	Romania
7	Bangladesh	30	Jamaica	53	Swaziland	7	Bolivia	30	Japan	53	Russia
8	Barbados	31	Jordan	54	Tanzania	8	Brunei Darussalam	31	South Korea	54	Saudi Arabia
9	Bermuda	32	Kenya	55	Trinidad & Tobago	9	Bulgaria	32	Kosovo	55	Slovakia
10	Bosnia and Herzegovina	33	Lesotho	56	Turkey	10	Canada	33	Latvia	56	Slovenia
11	Botswana	34	Macedonia*	57	Uganda	11	China	34	Liechtenstein	57	Spain
12	Brazil	35	Madagascar	58	Ukraine	12	Colombia	35	Lithuania	58	Sweden
13	Cambodia	36	Maldives	59	United Arab Emirates	13	Croatia	36	Luxemburg	59	Switzerland
14	Cayman Islands	37	Mauritius	60	Venezuela*	14	Cyprus	37	Macao	60	Taiwan
15	Chile*	38	Myanmar	61	Yemen	15	Czech Republic	38	Malaysia	61	Thailand
16	Costa Rica	39	Nepal	62	Zambia	16	Denmark	39	Malta	62	UK
17	Dom. Republic	40	Nicaragua	63	Zimbabwe	17	Egypt	40	Mexico	63	USA
18	Dominica	41	Panama			18	Estonia	41	Moldova	64	Uruguay
19	Ecuador	42	Paraguay			19	Finland	42	Mongolia	65	Uzbekistan
20	El Salvador	43	Rwanda*			20	France	43	Netherlands		
21	Fiji*	44	Serbia*			21	Germany	44	New Zealand		
22	Georgia	45	Sierra Leone			22	Greece	45	Niger		
23	Ghana	46	Singapore			23	Guinea-Bissau	46	Nigeria		

\* は IFRS for SMEs の適用が強制される法域を意味する。  
(出所) Kaya and Koch [2015] p.104 のフォーマットを一部変更。

$$Prob (IFRS_{SME} = 1) = a + \beta_1 NATGAAP + \beta_2 FULLIFRS + \beta_3 GOVQUALITY + \beta_4 LAW + \epsilon \quad (1)$$

$$Prob (IFRS_{SME} = 1) = a + \beta_1 NATGAAP + \beta_2 FULLIFRS + \beta_3 GOVQUALITY + \beta_4 LAW + \beta_5 LogAREA + \beta_6 LogGDP + \epsilon \quad (2)$$

$$\begin{aligned} \text{Prob} (IFRS\_SME = 1) = & \alpha + \beta_1 \text{NATGAAP} + \beta_2 \text{FULLIFRS} + \beta_3 \text{GOVQUALITY} \\ & + \beta_4 \text{LAW} + \beta_5 \text{BOOKTAX} + \beta_6 \text{LogAREA} + \beta_7 \text{LogGDP} + \epsilon \end{aligned} \quad (3)$$

$$\begin{aligned} \text{Prob} (IFRS\_SME = 1) = & \alpha + \beta_1 \text{NATGAAP} + \beta_2 \text{FULLIFRS} \\ & + \beta_3 \text{LAW} + \beta_4 \text{TAXREVENUE} + \beta_5 \text{LogAREA} + \beta_6 \text{LogGDP} \\ & + \epsilon \end{aligned} \quad (4)$$

$$\begin{aligned} \text{Prob} (IFRS\_SME = 1) = & \alpha + \beta_1 \text{NATGAAP} + \beta_2 \text{FULLIFRS} \\ & + \beta_3 \text{LAW} + \beta_4 \text{ACCESSLOANS} + \beta_5 \text{LogAREA} + \beta_6 \text{LogGDP} \\ & + \epsilon \end{aligned} \quad (5)$$

$$\begin{aligned} \text{Prob} (IFRS\_SME = 1) = & \alpha + \beta_1 \text{NATGAAP} + \beta_2 \text{FULLIFRS} \\ & + \beta_3 \text{LAW} + \beta_4 \text{STRENGTHAaR} + \beta_5 \text{LogAREA} + \beta_6 \text{LogGDP} \\ & + \epsilon \end{aligned} \quad (6)$$

$$\begin{aligned} \text{Prob} (IFRS\_SME = 1) = & \alpha + \beta_1 \text{NATGAAP} + \beta_2 \text{FULLIFRS} \\ & + \beta_3 \text{LAW} + \beta_4 \text{DOINGBUSINESS} + \beta_5 \text{LogAREA} + \beta_6 \text{LogGDP} \\ & + \epsilon \end{aligned} \quad (7)$$

## 5 むすび

完全版 IFRS の任意適用企業がこの数年急激に増加し、国際的事業展開をする我が国の大企業が選択可能な会計基準として、米国 GAAP に代わり、完全版 IFRS が浸透し、揺るぎない地位を確保しつつある。中小企業の中には、優れた技術・ノウハウを有し、世界的規模で活躍する企業もある。しかし、わが国の中小企業が選択可能な会計基準は、「中小指針」あるいは「中小会計要領」である。大企業に比して中小企業の事業者数、就業者数は圧倒的に多い。中小企業はわが国の経済成長を牽引する担い手であるとも言える。そこで、小稿では IFRS for SMEs が、わが国中小企業の選択可能な会計基準の第 3 の選択肢となり得るかについて検討した。

IASB は、中小企業向け IFRS (2015) において、有形固定資産に対し、原価モデルに加えて再評価モデルを適用可とし、利害関係者からの意見を斟酌した。IASB のボードメンバーである Darrel Scott 氏は、中小企業向け IFRS と完全版 IFRS の調整をはかるトリプル原則（目的適合性、簡素化、忠実な表

現）を基礎に、二段階アプローチの採用を唱えた。Scott 氏の説明どおり、簡素化アプローチ（トップダウン・アプローチ）から独立基準アプローチ（ボトムアップ・アプローチ）への移行が適宜行われれば、中小企業の実態に即した完全版 IFRS の要約版が完成する可能性はある。

Sunder [2002] では、複数の会計基準（米国 GAAP、IFRS、各国基準）のうち、最適な会計基準を企業が任意に選択する条件を整え、会計基準間の競争を促し、有効な会計基準を整備することが主張された。Sunder [2002] の発想を援用し、「中小指針」、「中小会計要領」、中小企業向け IFRS の任意選択を可能にし、会計基準競争を促すことを検討すべきであろう。第 3 の選択肢：中小企業向け IFRS の追加は、不確実性へ対処する模倣的同型化（DiMaggio and Powell [1983]）をもたらし、わが国の中小企業会計基準のコンバージェンスが進展する可能性もある。

各国・地域（法域）が中小企業向け IFRS の採用を決定する要因が何かを、先駆的研究をレビューして検討した。完全版 IFRS には、慣習法国家の会計思考が反映されている

と言われる。英国を起源する会計モデルを持つ国は、中小企業向け IFRS を採用する傾向があると推測される。会計・財務報告規制と税制が密接に関連する国は、中小企業向け IFRS を採用しない傾向があると予想される。Kaya and Koch [2015] の検証結果から、法起源に関する仮説は有意であったが、確定決

算主義に基づく法域は、中小企業向け IFRS を採用しない傾向があるという仮説は有意でなかった。Kaya and Koch [2015] の検証後、中小企業向け IFRS の適用を容認する法域が増加した。中小企業向け IFRS の法域内採用（アドプション）を決定づけるのは何かについて、今後、追加的に検証する必要がある。

(注)

- 1) 小津 [2020] では、2009 年に IFRS for SMEs が公表されるまでの開発過程が詳細に記述されている。
- 2) 中小企業向け IFRS (2009) では原価モデルのみが有形固定資産に適用可能であった (Mackenzie et al. [2011] p.17, pp.150-159)。中小企業向け IFRS (2009) Section 17 と IAS 16 の当初認識後における有形固定資産の測定方法の相違については Jana and Jitka [2014] pp.698-699 を参照。
- 3) 企業は有形固定資産に対し、原価モデル (cost model), 再評価モデル (revaluation model) のいずれかを選択適用するが、過重な労力・コストを払わず信頼性をもって公正価値を測定できない投資不動産には、原価モデルを適用する (Mackenzie et al. [2015] p.142)。
- 4) 制度的同質化とは、法制度の要求に応じないと制裁を受けるので、企業は制度と同質な組織を形成することをいう。
- 5) チェコ、ルーマニア、トルコはフランスの会計モデルの影響を受け、ハンガリーはドイツの会計モデルの影響を受ける (Albu et al. [2013] pp.149-150)。
- 6) オーストラリアは報告事業体ごとに会計基準を定める報告差別化戦略、すなわちボトムアップ・アプローチ (独立基準アプロー

- チ) を採り、中小企業向け IFRS を導入せず、AASB1053 号において、開示要件を削減した (平賀 [2017] 140 頁)。
- 7) 予想信用損失モデルによると、将来予測情報を反映した予想信用損失に基づき貸倒引当金が設定される。
- 8) 米国の中小企業が米国 GAAP に準拠して得られるベネフィットはコストを下回り、ジレンマに陥っていると指摘される (Henry and Holzmann [2012] p.87)。
- 9) 公開市場で株式・社債を発行しているか、発行手続き中である企業、主要事業が広範な外部者グループから受託された資産の保持である企業は、公的な説明責任を有する (Mackenzie et al. [2011] p.2)。上場企業、銀行、保険会社、証券会社、投資信託会社は公的な説明責任を負う。
- 10) 中小企業にとって、完全版 IFRS は過度に複雑で、頻繁に改訂されるので受入れ難い。“little” IFRS, つまり簡易版 IFRS が強く発展途上国で要請され、IFRS for SMEs が公表された (Jermakowicz and Epstein [2010] p.72, p.77)。
- 11) 2015 年以降にも、たとえば Sellami and Gafsi [2018] において、発展途上国のみをサンプルとして中小企業向け IFRS のアドプションの決定要因が分析されている。

(参考文献)

- Albu, Cătălin Nicolae, Nadia Albu, Szilveszter Fekete Pali-Pista, Maria Mădălina Gîrbină, Seval Kardes Selimoglu, Dániel Máté Kovács, János Lukács, Gergely Mohl, Libuše Müllerová, Marie Paseková, Aylin Poroy Arsoy, Baris Sipahi, and Jiri Strouhal [2013] “Implementation of IFRS for SMEs in Emerging Economies: Stakeholder Perceptions in the Czech Republic, Hungary, Romania and Turkey,” *Journal of International Financial Management and Accounting*, Vol. 24, No. 2, pp. 140-175.
- Ashbaugh, Hollis and Morton Pincus [2001] “Domestic Accounting Standards, International Accounting Standards, and the Predictability of Earnings,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 39, No. 3, pp. 417-434.
- DiMaggio, Paul J. and Walter W. Powell [1983] “The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organizational Fields,” *American Sociological Review*, Vol. 48, No. 2, pp. 147-160.
- Henry, Elaine and Oscar J. Holzmann [2012] “Costly Compliance with US GAAP: The Private-Company Dilemma,” *Journal of Corporate Accounting and Finance*, Vol. 23, No. 3, pp. 87-91.
- IASB [2009] *International Financial Reporting Standards (IFRS) for Small and Medium-sized Entities (SME)* : London, UK: IASB.
- [2015] *International Financial Reporting Standards (IFRS) for Small and Medium-sized Entities (SME)* : London, UK: IASB.
- [2020] *IFRS for SMEs Fact Sheet : Good Financial Reporting Made Simple* IFRS: London, UK: IASB.
- Jana, Hinke and Zborková Jitka [2014] “Comparison of Approaches to Financial Reporting of Non-current Assets According to the IFRS for SMEs and IAS/IFRS,” *Procedia Engineering*, Vol. 69, pp. 696-703.
- Jermakowicz, Eva K. and Barry Jay Epstein [2010] “IFRS for SMEs - An Option for U.S. Private Entities ?” *Review of Business*, Vol. 30, No. 2, pp. 72-79.
- Kaya, Devrimi and Maximilian Koch [2015] “Countries’ Adoption of the International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities (IFRS for SMEs) ? Early Empirical Evidence,” *Accounting and Business Research*, Vol. 45, No. 1, pp. 93-120.
- Kaya, Devrimi and Julian A. Pillhofer [2013] “Potential Adoption of IFRS by the United States: A Critical View,” *Accounting Horizons*, Vol. 27, No. 2, pp. 271-299.
- Mackenzie, Bruce, Allan Lombard, Danie Coetsee, Tapiwa Njikizana, Raymond Chamboko, and Edwin Selbst [2011] *Applying IFRS for SMEs*: John Wiley & Sons, INC.
- Mackenzie, Bruce, Danie Coetsee, Raymond Chamboko, Tapiwa Njikizana, Edwin Selbst, Blaise Colyvas, Brandon Hannekom, Emile Nel, and Tobie Oosthuizen [2015] *Applying IFRS for SMEs* 2nd Edition: W.Consulting.
- Rodriguesa, Lúcia Lima and Russell Craig [2007] “Assessing International Accounting Harmonization Using Hegelian Dialectic, Isomorphism and Foucault,” *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 18, No. 6, pp. 739-757.
- Scott, Darrel [2020] *Second Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Standard – What does*

*alignment mean? – In brief : Second Comprehensive Review of the IFRS for SMEs Standard:*  
IASB.

Sellami, Yosra Mnif and Yosra Gafsi [2018] “What Drives Developing and Transitional Countries to Adopt the IFRS for SMEs ? An Institutional Perspective,” *Journal of Corporate Accounting and Finance*, Vol. 29, No. 2, pp. 34-56.

Sunder, Shyam [2002] “Regulatory Competition among Accounting Standards within and across International Boundaries,” *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 21, No. 3, pp. 219-234.

小津稚加子 [2020] 『新興国・開発途上国の会計—最良の会計ルールを求めた知的実践—』, 中央経済社.

河崎照行 [2016] 「第1章 中小企業会計と概念フレームワーク」, 河崎照行 (編) 『中小企業の会計制度—日本・欧米・アジア・オセアニアの分析—』, 中央経済社, 1-5 頁.

———— [2019] 「第21章 本書の展望—会計制度の二分化と会計基準の複線化のゆくえ—」, 河崎照行 (編) 『会計制度のパラダイムシフト—経済再社会の変化が与える影響—』, 中央経済社, 383-394 頁.

———— [2020] 「中小企業会計の『これまで』と『これから』」, 『産業経理』, 第80巻, 第1号, 4-14 頁.

平賀正剛 [2017] 「第8章 中小企業向け IFRS に対するオーストラリアの選択—開示要件の削減—」, 小津稚加子 (編) 『IFRS 適用のエフェクト研究』, 中央経済社, 137-155 頁.

